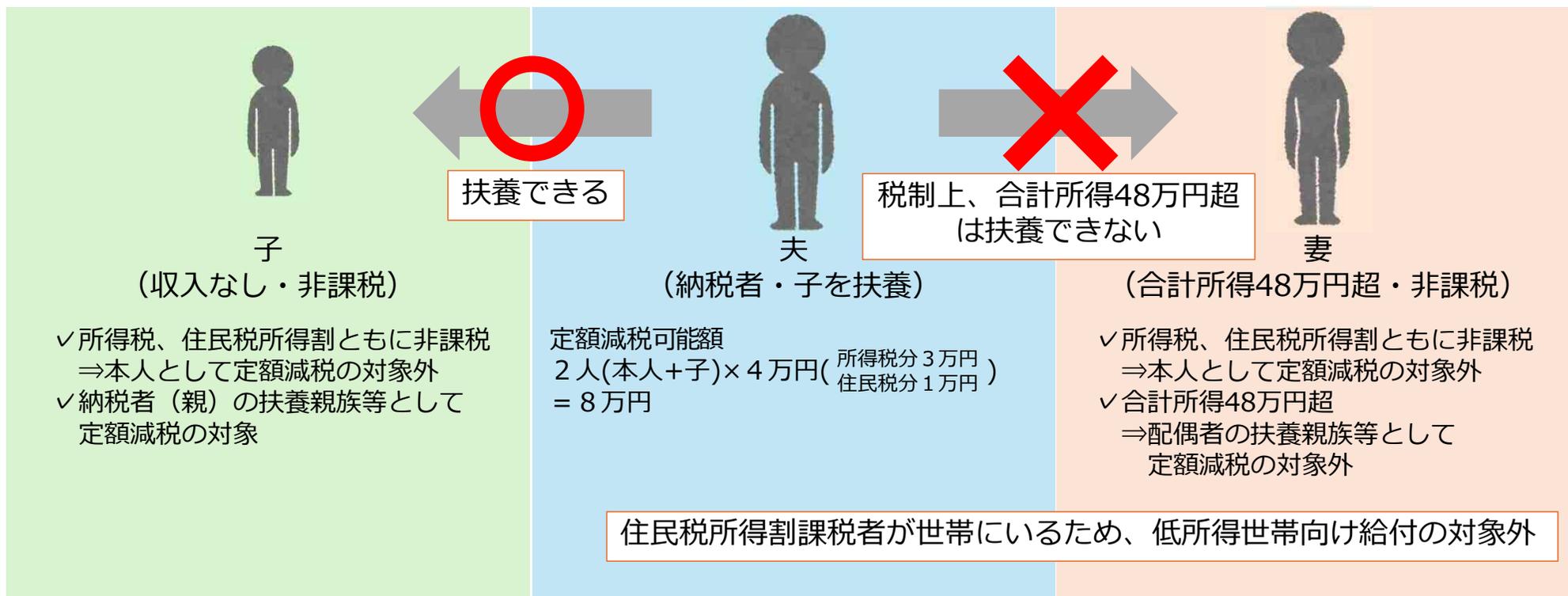


例2

低所得世帯向け給付の対象外 & 定額減税の対象外 (令和6年度住民税所得割0円 & 令和6年所得税0円)
& 令和5年中・令和6年中ともに 合計所得48万円超 だった方



妻が不足額給付Ⅱの給付対象となる可能性あり

妻は、所得税・住民税が非課税のため本人として定額減税の対象外である。また、合計所得48万円超の方は税制上、配偶者控除・扶養控除の対象とならないため扶養親族等としても定額減税の対象外である。世帯内に納税者がいるため、低所得世帯向け給付の対象ともならなかった。この場合、妻に対し所得税分の定額減税可能額3万円及び住民税分の定額減税可能額1万円のうち、本人及び扶養親族等として恩恵を受けていない分を不足額給付として給付される。※端数は1万円単位に切上げされる。